

プール学院大学及びプール学院大学短期大学部 クラブ（同好会）設立・運営要領

「プール学院大学学生会会則」第15条の規定に基づき、クラブ（同好会）の設立及び運営に関する要領を、以下に定める。

（定義および要件）

第1条 本要領における「クラブ」とは、学生会会員10名以上が本則の手続きを経てクラブとして承認された団体をいう。

2 本要領における「同好会」とは、学生会会員5名以上が本則の手続きを経て同好会として承認された団体をいう。

（設立の自由と良識の確保）

第2条 大学において学問、思想、信条、結社等あらゆる自由が保証されていることは言うまでもない。設立にあたっては、学生の良識に従い、クラブ活動を通じて相互の交流を深め、互いに高め合うことを目的とし、非社会的行動、脱法的行動を目的とするクラブ設立は厳しく排除されなければならない。

（設立の条件と必要書類）

第3条 クラブ（同好会）設立には、次の条件が必要である。

- （1）設立時10名（同好会は5名）以上の学生会会員を必要とする。
- （2）本則第2条および学生会会則第4条の目的、主旨に沿うものであること。
- （3）設立を希望する学生会会員は、「クラブ（同好会）設立願」（本学所定の様式）と「クラブ（同好会）会則」を毎年度4月末までに学生課に届け出なければならない。

第3条（3）の「クラブ（同好会）設立願」（本学所定の様式）には、以下の項目の記入を要する。

- ①団体名称および活動の目的、活動概要等
- ②団体の学生責任者の氏名、連絡先等
- ③予定される活動日時
- ④必要とする学内の施設、用具等
- ⑤参加予定の会員数および会員の氏名、住所、電話番号、所属学部・学科名、学年等
- ⑥予定される顧問名
- ⑦その他

第3条（3）の「クラブ（同好会）会則」は、クラブ（同好会）員の合意の上で作成し、内容に以下の項目を必ず記載する必要がある。

- ①クラブ（同好会）の目的
- ②役職（部長、副部長、主務、会計）構成
- ③会員の資格要件
- ④年会費の額
- ⑤活動内容
- ⑥その他必要事項

（役職の任期）

第4条 クラブ（同好会）の役職（部長、副部長、主務、会計）の任期は各年度12月1日から翌年11月30日とし、再任を妨げない。

2 選任された新役職者は12月10日までに学生課へ届けなければならない。

（顧問）

第5条 顧問は、専任の教員とする。

2 顧問は、クラブ（同好会）活動の活動内容を常に留意し、クラブ（同好会）の安全の確保に努めなければならない。

3 顧問は、クラブ（同好会）の会計処理に関して責任を負う。

4 顧問が病気、事故等でクラブ（同好会）顧問として職務を果たすことが出来ない場合、及び学外研究にあたる場合は、速やかに代替の顧問を立て、学生委員会に届け出、学生部長は教授会に報告する。

（コーチ）

第6条 クラブにおいては、コーチを委嘱することができる。学内外からのコーチを招聘する場合は、コーチ就任予定日の2ヶ月前までに所定の招聘願書（履歴書添付）を学生課に提出し、学生委員会の議を経て、学長が決定するものとする。なお、コーチ選定にあたっては別途申し合わせによる。

（設立の承認）

第7条 クラブ（同好会）の設立承認は、届け出された団体の書類を基に学生会役員会の承認後、5月末までに学生委員会において審査の上決定する。

（運営上の留意点）

第8条 クラブ（同好会）の運営に関し、次に示す諸項目に留意し、必要な手続き等は期日までに遅延なく届けなければならない。

2 クラブ（同好会）は、大学内の施設（部室、教室、体育施設、等）および設備の使用にあたって、学則および学内諸規程に従い、顧問、担当部署の許可を事前に受けなければならない。

3 使用する施設および設備は、常に破損、紛失等のないよう留意し、使用後は清掃、保全に努めなければならない。もし、破損、紛失等が生じた場合、速やかに学生課に報告し、処置を仰ぐこと。

4 活動において、以下の場合は顧問の許可を得、「クラブ（同好会）活動届」（本学所定の様式）を事前に学生課に届け出る必要がある。

- ①学則第14条に規定する休業日に学内施設を使用する場合
- ②学外で活動する場合
- ③合宿を行う場合
- ④学外の団体や個人と合同で活動（合同練習、対外試合、交流会等）する場合
- ⑤その他

（年次報告の義務）

第9条 クラブは、各年度4月10日までに以下の内容を含む「年次報告書」（本学所定の様式）を学生課に必ず提出しなければならない。

- ①クラブ会則
- ②年間活動報告
- ③決算報告書
- ④活動成績等報告書
- ⑤次年度予算書
- ⑥次年度活動計画書

2 同好会は、各年度4月10日までに以下の内容を含む「年次報告書」（本学所定の様式）を学生課に必ず提出しなければならない。

- ①同好会会則
- ②年間活動報告
- ③活動成績等報告書
- ④次年度活動計画書

（年次報告書の公開）

第10条 クラブ（同好会）は、「年次報告書」を公開しなければならない。

（継続の手続き）

第11条 既存のクラブ（同好会）が年度を越えて継続して活動する場合は、以下の要件を必要とする。

- （1）クラブ（同好会）は、学生課に「年次報告書」（本学所定の様式）を4月10日までに提出する。
- （2）クラブ（同好会）は、学生課に「クラブ（同好会）部員名簿」（本学所定の様式）を、当該年度の4月末までに提出する。なお、提出後の部員の出入りについては、そのつど顧問の了承を得、学生課に届け出るものとする。
- （3）クラブ設立後、部員名簿提出の際に部員が6名以上9名以下の場合、当該年度に限りクラブ継続を承認する。また、部員名簿提出の際に部員が5名以下の場合、そのクラブは同好会となる。
- （4）同好会設立後、部員名簿提出の際に会員が4名以下の場合、その会は解散する。
- （5）上記の手続きを期日までに完了しない場合、学生会役員会はクラブ（同好会）の解散を求めることができる。

（継続の承認）

第12条 クラブ（同好会）の継続承認は、届けられた団体の書類を基に活動内容、会計決算等を確認し、学生会役員会の承認後、5月末までに教職員で組織される学生委員会において審査の上決定する。

（活動の休止・停止・解散）

第13条 本運営要領第2条または「クラブ室管理使用規程」に抵触する事項があった場合、学生委員会は協議のうえ、クラブ・同好会の活動を年度途中であっても休止または停止または解散を求めることができる。

（効力）

第14条 本要領は、学生会会則と同時に発効するものとする。

（改廃）

第15条 本則の改廃は、役員会の議を経て、学生委員会において承認する。また、学生会会則及び学則に抵触する事態となった場合、学生部長は役員会に対し、諸規定の改廃を要請することができる。

附 則

この要領は、2001（平成13）年4月1日から施行する。

この要領は、2006（平成18）年4月1日から施行する。

この要領は、2008（平成20）年4月1日から施行する。

この要領は、2009（平成21）年4月1日から施行する。